

事業者の皆様へ

～物品調達における地元企業への優先発注制度の見直しを行います～

平成 27 年 10 月 1 日から導入している物品調達における地元企業への優先発注制度について、平成 28 年 4 月以降、対象となる案件を拡大します。

1 対象となる契約

物品の購入又は製造請負に係る調達のうち、以下のいずれかに該当するものを対象とします。

ただし、下記 3 のとおり優先調達の例外とするものがあります。

- NEW** ① 指名見積合せにより契約の相手方を決定するもの(平成 28 年 4 月から実施)
原則として、「地元企業」の中から見積参加者を指名します。
- ② 予定価格が 10 万円未満のもの(平成 27 年 10 月から実施済み)
原則として、「地元企業」を契約の相手方とします。

2 優先調達の例外

次に掲げる場合は、例外的に市外の事業者から調達(指名)することがあります。

- ① 公共の福祉に資することを目的に、障害者支援施設等から調達する場合
- ② 新聞、定期刊行物、印紙、切手、はがき等を調達する場合
- ③ 非常緊急の事由により調達する場合
- ④ 市内企業で取り扱いのない物品を調達する場合又は調達可能な地元企業が指名数に満たない場合

3 優先調達の相手方

次の 2 つの条件を満たす方を「地元企業」と位置付け、優先的に発注等を行います。

- ① 「平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)」に登録されている方
 - ② 上記①の名簿の所在地区分が「市内」となっている方
- ※ 支店、営業所が市内にあっても、本店が市内でない限り、「地元企業」と位置付けませんので、ご注意ください。

4 お問い合わせ

財政局管財部契約管理課 Tel011-211-2152